

5年ごと配当付障害保障特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特約保険金の支払	第26条	主契約を払済保険に変更する場合の取扱
第2条	特約保険金の支払に関する補則	第27条	医療技術の変化に伴う特約障害保険金の支払事由に関する規定の変更
第3条	特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱	第28条	管轄裁判所
第4条	特約保険金の請求、支払時期および支払場所	第29条	契約内容の登録
第5条	特約障害保険金の代理請求	第30条	主約款の規定の準用
第6条	特約の保険料払込の免除	第31条	5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則
第7条	特約の締結	第32条	5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則
第8条	特約の責任開始期	第33条	5年ごと配当付逋増定期保険または5年ごと配当付新種逋増定期保険に付加した場合の特則
第9条	特約の保険期間および保険料払込期間	第34条	5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則
第10条	特約の保険料の払込	第35条	5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第11条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第36条	保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則
第12条	特約の失効	第37条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則
第13条	特約の復活	第38条	5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱
第14条	告知義務	第39条	5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則
第15条	告知義務違反による解除	第40条	5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特則
第16条	特約を解除できない場合	第41条	特別条件を付けた場合の特則
第17条	重大事由による解除		
第18条	特約の解約		
第19条	特約の返還金		
第20条	特約の消滅とみなす場合		
第21条	特約保険金額の減額		
第22条	特約の更新		
第23条	特約の社員配当金		
第24条	主契約の内容変更に伴う特約の取扱		
第25条	主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱		

5年ごと配当付障害保障特約条項

(平成20年6月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な目的とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約障害保険金額は同額です。

	給付の内容
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の身体障害の状態に該当したときに支払います。

第1条（特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金はつぎのとおりです。

	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
特約障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に身体障害の状態（表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。		特約障害保険金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

表1 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態		備考
目・耳・言語・そしゃくの障害	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。

対象となる身体障害の状態		備考									
	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	<p>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こつ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合</p> <p>② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合</p> <p>③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合</p> <p>(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</p>									
上・下肢の障害	1 上肢または 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	<p>(1) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。この場合、「上肢の用を全く永久に失ったもの」には、上肢を手関節以上で失った場合を含みます。</p> <p>① 上肢の完全運動麻痺で回復の見込のない場合</p> <p>② 3大関節（肩関節、ひじ関節および手関節）中の2関節以上の完全強直で回復の見込のない場合</p> <p>(2) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。この場合、「下肢の用を全く永久に失ったもの」には、下肢を足関節以上で失った場合を含みます。</p> <p>① 下肢の完全運動麻痺で回復の見込のない場合</p> <p>② 3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中の2関節以上の完全強直で回復の見込のない場合</p> <p>(3) 関節の完全強直には、人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合を含みます。</p>									
中枢神経系・精神・胸腹部臓器の障害	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。									
内臓の障害	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	<p>(1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。</p> <p>(2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日からその日を含めて180日間継続して受けたものをいいます。</p>									
	恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの	<p>(1) 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。</p> <p>(2) すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。</p>									
	心臓に人工弁を置換したもの	<p>(1) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。</p> <p>(2) 人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。</p>									
	肝臓の機能に著しい障害を永久に残したものとまたは肝移植を受けたもの	<p>「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表Aのいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表Bの検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込のない肝臓の機能低下をいいます。</p> <p>表A 臨床所見</p> <table border="1"> <tr> <td>・腹水貯留</td> </tr> <tr> <td>・食道静脈瘤</td> </tr> </table> <p>表B 検査所見</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 血清アルブミン</td> <td>3.5g/dℓ以下</td> </tr> <tr> <td>2. 血小板</td> <td>10万/μℓ以下</td> </tr> <tr> <td>3. ICG試験15分血中停滞率</td> <td>20%以上</td> </tr> </tbody> </table>	・腹水貯留	・食道静脈瘤	検査項目	判定基準	1. 血清アルブミン	3.5g/dℓ以下	2. 血小板	10万/μℓ以下	3. ICG試験15分血中停滞率
・腹水貯留											
・食道静脈瘤											
検査項目	判定基準										
1. 血清アルブミン	3.5g/dℓ以下										
2. 血小板	10万/μℓ以下										
3. ICG試験15分血中停滞率	20%以上										

対象となる身体障害の状態		備考
腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの	(1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dℓ以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。 (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 (3) 自家腎移植および再移植を除きます。	
ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの	「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。	
直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの	(1) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。 (2) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。	
上記の身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その明らかでない状態が180日間継続したと医師によって診断されたときは、当会社は、これを「回復の見込がない場合」とみなします。		

第2条（特約保険金の支払に関する補則）

1. 特約死亡保険金受取人は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とします。
2. 特約障害保険金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人とします。
3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態（表1）に該当した場合でも、その傷害または疾病に関して第15条（告知義務違反による解除）に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。
4. 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡保険金を支払います。
5. 当会社が特約障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が身体障害の状態（表1）に該当した時に消滅したものとみなします。
6. 被保険者が身体障害の状態（表1）に複数該当した場合でも、当会社は、特約障害保険金を重複しては支払いません。
7. 特約死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に特約障害保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
8. 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の障害保険金は支払わず、被保険者が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約障害保険金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。
9. 特約保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。
10. この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。）に、身体障害の状態（表1）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に身体障害の状態に該当したものとみなして第1条（特約保険金の支払）の規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
11. 第10項の規定により特約障害保険金が支払われる場合で、この特約の保険期間の満了に伴う社員配当金の支払がすでに行われているときは、当会社は、支払うべき特約障害保険金から差し引くものとします。

第3条（特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡保険金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当会社は、特約死亡保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、

その程度に応じ、特約死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態（表 1）に該当した場合には、当社は、特約障害保険金を支払いません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、特約障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第 4 条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約保険金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表 1）を提出して特約保険金を請求してください。
3. 本条または第 5 条（特約障害保険金の代理請求）の規定により特約保険金の請求を受けた場合、当社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、または当社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
4. 本条または第 5 条の請求を受けた場合、特約保険金は、その請求に必要な書類が当社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、当社の本社で支払います。ただし、事実の確認または当社が指定した医師による被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5 営業日をこえることがあります。
5. 第 3 項の場合、保険契約者、被保険者、特約死亡保険金受取人または第 5 条第 2 項に定める代理人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、当社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで特約保険金を支払いません。当社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第 5 条（特約障害保険金の代理請求）

1. 特約障害保険金受取人が特約障害保険金を自ら請求できないつぎの各号のいずれかに該当する特別な事情があるときは、第 2 項に定める者が、請求に必要な書類（別表 1）および特別な事情を示す書類（別表 1）を提出して、特約障害保険金受取人の代理人として特約障害保険金を請求することができます。ただし、特約障害保険金受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 特約障害保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) その他第 1 号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第 1 項の規定により特約障害保険金受取人の代理人として特約障害保険金を請求することができる者はつぎの者となります。ただし、故意に特約障害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に特約障害保険金受取人を第 1 項各号に定める状態に該当させた者を除きます。
 - (1) 主契約に付加されている特約において指定代理請求人があらかじめ指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または 3 親等内の親族に限ります。
 - (2) 第 1 号に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居しまたは生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人
3. 指定代理請求人の指定もしくは変更または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 指定代理請求人の指定または変更が行われた場合、指定または変更前に支払事由が生じた特約障害保険金については、第 1 項および第 2 項の規定による請求は取り扱いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更前に支払事由が生じた特約障害保険金については、変更後の主契約の死亡保険金受取人による特約障害保険金受取人の代理人としての請求は取り扱いません。
4. 本条の規定により特約障害保険金を請求する場合、第 2 項第 2 号に該当する主契約の死亡保険金受取人が 2 人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
5. 本条の規定により当社が特約障害保険金を特約障害保険金受取人の代理人に支払ったときは、その後特約障害保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第 6 条（特約の保険料払込の免除）

1. 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 第 1 項のほか、つぎの各号の場合にも主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
 - (1) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
 - (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき

第 7 条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第 8 条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第8条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期から被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第10条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを要します。
3. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、年払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
5. この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 第5項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとしします。

第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

主契約に定める保険料払込の猶予期間中に、特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第13条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。この場合、主約款の復活の規定を準用します。

第14条（告知義務）

当会社が、この特約の締結または復活の際、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が証明したときは、特約保険金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第15条（告知義務違反による解除）によるこの特約の解除をすることができません。

- (1) 当会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当会社が、解除の原因となる事実を知った日（正当な理由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日）からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属す

る日からその日を含めて2年以内に、特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。

第17条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が特約保険金（保険料払込の免除を含みます。また、他の保険契約の特約保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に特約保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない第1号および第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当社は、第1項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約保険金の支払または保険料の払込の免除を行いません。また、すでに特約保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第18条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、この特約の保険料の払込年月数により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第20条（特約の消滅とみなす場合）第1号の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、第2条（特約保険金の支払に関する補則）第8項ならびに第3条（特約保険金の免責事由に該当した場合の取扱）第1項および第2項の場合は除きます。
4. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第20条（特約の消滅とみなす場合）

つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約が払済保険に変更されたとき

第21条（特約保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第22条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、当社は、第1項の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳のとき
 - (2) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえているとき
 - (3) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、当社の定める取扱にもとづき、保険期間を変更して更新します。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日をこえるとき
 - (3) 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新するとき
 - (4) 主契約の締結後にこの特約を付加した場合で、この特約の更新日が、主契約に付加されている他の特約の更新日と同一であるとき
4. 保険契約者から申出があったときは、当社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
5. 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定によるほ

- か、第10条（特約の保険料の払込）第4項の規定を準用します。
6. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を準用します。
 7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了日までにつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、第10条第3項および第11条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
 - (1) この特約の特約保険金の支払事由
 - (2) 主契約の保険料払込の免除事由
 - (3) 主契約に付加されている特約の保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由
 8. 第5項から第7項までの規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第7項の規定を準用します。
 - (2) 更新日以後、猶予期間の満了日まで、第1号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、つぎの各号によって取り扱います。
 9. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、つぎの各号によって取り扱います。
 - (1) 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率が適用されます。
 - (3) 第1条（特約保険金の支払）および第16条（特約を解除できない場合）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとし、つぎの各号によって取り扱います。
 - (4) 更新前のこの特約において告知義務違反による解除の事由があるときは、当会社は、更新後のこの特約を解除することができます。
 10. 更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第23条（特約の社員配当金）

1. この特約の社員配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
2. 第1項のほか、特約障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡保険金が支払われるときに準じて取り扱い、割り当てられたこの特約の社員配当金は、特約障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
3. この特約の保険期間が満了する場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) この特約の保険期間の満了日の翌日が到来する事業年度の直前の事業年度末に、主約款に定める社員配当金の割当の規定に準じて、この特約の社員配当金を割り当てます。
 - (2) 第1号の規定によって割り当てられた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払方法に準じて取り扱います。
4. 主契約の締結後に付加された特約または第22条（特約の更新）の規定により更新された特約については、主約款に定める社員配当金の割当の規定によるほか、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約付加後または更新後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の社員配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日または直前の更新日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の社員配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日または直前の更新日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、社員配当金を割り当てることがあります。

第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

1. 主契約の死亡保険金額を減額した場合（主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。）でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主契約の保険料払込期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険料払込期間の満了日をこえることとなるときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を短縮することがあります。
3. この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険料払込期間を延長したときは、この特約の保険期間もこれにあわせて延長します。
4. 第2項または第3項の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定められた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第25条（主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱）

1. 主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。
2. 第1項の保険料の自動貸付は、主契約の保険料とこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行うものとし、つぎのとおりとします。

第26条（主契約を払済保険に変更する場合の取扱）

主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第27条（医療技術の変化に伴う特約障害保険金の支払事由に関する規定の変更）

1. 当社は、特約障害保険金の支払事由に関する規定にかかわる医療技術の変化があり、その変化が特約障害保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および特約保険金額を変更することなく特約障害保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
2. 第1項の規定により、特約障害保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、当社は、特約障害保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第28条（管轄裁判所）

この特約における特約保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条（契約内容の登録）

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年間を登録の期間とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第30条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第31条（5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、第7条（特約の締結）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (2) この特約の保険期間の満了日は、第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間の満了日は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日とします。

- (4) この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
- (ア) 第22条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
- (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
- (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (5) 第4号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) 第6号の規定により、この特約の保険期間が短縮された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第32条（5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付生存給付金付定期保険に付加した場合には、第31条（5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則）第1号、第2号、第4号および第5号の規定を適用します。

第33条（5年ごと配当付通増定期保険または5年ごと配当付新種通増定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付通増定期保険または5年ごと配当付新種通増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第23条（特約の社員配当金）第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。
- (3) 第31条（5年ごと配当付定期保険に付加した場合の特則）第2号および第3号の規定は、本条の場合に適用します。

第34条（5年ごと配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付養老保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険期間は、第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。ただし、主契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の保険年齢が80歳をこえることとなる場合には、この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- (2) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
- (3) 第2号の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
- (4) 第2号に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとして扱います。
- (5) この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合、主契約の保険料払込期間経過後においても、この特約の保険料について主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用します。
- (6) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間の満了日が、主契約の保険期間の満了日をこえることとなるときは、その限度までこの特約の保険期間を短縮します。
- (7) この特約の保険期間の満了日が主契約の保険期間の満了日と同一の場合で、主契約の保険期間を延長したときは、当会社の定める取扱にもとづき、この特約の保険期間を延長することがあります。
- (8) 第6号または第7号の規定により、この特約の保険期間が変更された場合には、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
- (9) 第23条（特約の社員配当金）第4項第1号中「主約款に定める5年ごとの契約応当日等」とあるのは「主約款に定める5年ごとの契約応当日」と読み替えます。

第35条（5年ごと配当付終身保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

1. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約の全部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものととして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (2) 主契約の一部について5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用した場合、5年ごと配当付年金支払移行特約条項を適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
2. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金支払移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金支払移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金支払移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約」と読み替えます。

約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

3. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付介護割増年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。
4. この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加したときは、第1項中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項」と読み替えて第1項第1号および第2号の規定を適用します。

第36条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特則）

1. 5年ごと配当付終身保険の主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間の満了日が、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日以外のときは、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日まで、この特約の保険期間を延長します。この場合、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の特約保険料を改めます。
 - (2) 第1号の規定にかかわらず、この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第22条（特約の更新）第2項および第3項中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、同条第1項から第3項まで、第9項および第10項の規定を適用します。
 - (3) 保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込完了日の属する月の末日まで一括して前納することを要します。
 - (4) 第3号に定める金額の払込については、保険料の払込完了特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
 - (5) 第3号に定める金額が払い込まれなかったときは、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
2. 第6条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

第37条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「保険金額（逓減基本保険金額および基本年金額を含みます。）」と読み替えます。
- (2) この特約が主契約の終身保障への移行と同時に更新された場合で、更新日以後のときにも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (3) 保険契約者は、第7条（特約の締結）の規定によるほか、主契約更新の際にも被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、当社がこの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の第1回保険料を受け取った時（告知の前に受け取った場合には、告知の時）
 - (イ) 更新前にこの特約の第1回保険料を受け取り、かつ、告知を受けた場合には、更新の時
- (4) この特約の保険期間の満了日は、第9条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の保険期間の満了日と同一とします。
- (5) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) 第22条（特約の更新）の規定は適用せず、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
 - (イ) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
 - (ウ) 特約保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- (6) この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約の終身保障への移行と同時に更新されます。この場合にはつぎのとおりとします。
 - (ア) この特約の保険期間は、被保険者の保険年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。
 - (イ) この特約の保険料は、年払保険料とし、当会社の定める取扱にもとづき、更新日の属する月の末日まで一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに第22条第7項の規定を準用します。
 - (ウ) 更新日以後、猶予期間の満了日までに、前(イ)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとしします。
- (7) 第5号または第6号の規定により、この特約が更新される場合で、更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第38条（5年ごと配当付更新型終身移行保険に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約の取扱）

5年ごと配当付更新型終身移行保険につき各号のいずれかの特約を付加した場合には、第22条（特約の更新）の規定にかかわらず、この特約の更新は取り扱いません。

- (1) 5年ごと配当付年金支払移行特約
- (2) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと配当付介護割増年金移行特約
- (4) 5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約

第39条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特約）

この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「介護年金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、第5条（特約障害保険金の代理請求）の規定により特約障害保険金を請求する場合を除きます。また、すえ置かれた特約障害保険金については第5条の規定は適用しません。
- (4) 第5条第2項第1号中「主契約に付加されている特約」とあるのは「主契約」と、第2号中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (5) 第5条第3項および第4項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (6) 第23条（特約の社員配当金）第2項の規定は適用せず、つぎのとおり取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の社員配当金は、特約障害保険金を支払うときはその保険金の受取人に支払い、特約死亡保険金を支払うときは主契約の社員配当金に加えて支払います。
 - (ア) 主契約の第1回の介護年金の支払日前において特約障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。
 - (イ) 主契約の第1回の介護年金の支払日以後において特約死亡保険金または特約障害保険金が支払われるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- (7) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「基本介護年金額」と読み替えます。
- (8) 主契約の保険料払込期間が終身の場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了する場合には、第36条（保険料払込期間が終身の5年ごと配当付終身保険に付加した場合の特約）第1項第1号から第5号までの規定を適用します。
 - (イ) 第6条（特約の保険料払込の免除）の規定によるほか、主約款に定める保険料の払込完了特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。
- (9) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約を付加したときは、この特約の保険期間は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日までとします。この場合、この特約は、5年ごと配当付年金支払移行特約の締結日の前日に保険期間が満了して消滅したものととして、その解約返還金を主契約の責任準備金に加えて、5年ごと配当付年金支払移行特約条項に定める特約基本年金額の計算をします。
- (10) この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、第9号中「5年ごと配当付年金支払移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約」と、「5年ごと配当付年金支払移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項」と読み替えて第9号の規定を適用します。

第40条（5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合の特約）

この特約を5年ごと配当付終身医療保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払に関する補則）第1項、第5条（特約障害保険金の代理請求）第2項第2号、第3項および第4項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条第2項中「高度障害保険金の受取人」とあるのは「災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。
- (3) 特約障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。ただし、第5条の規定により特約障害保険金を請求する場合を除きます。また、すえ置かれた特約障害保険金については、第5条の規定は適用しません。
- (4) この特約の社員配当金の割当および支払方法は、第23条（特約の社員配当金）の規定によるほか、特約障害保険金が支払われるときは、主契約の死亡給付金が支払われるときに準じて取り扱います。この場合、割り当てられたこの特約の社員配当金は、特約障害保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- (5) 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「入院給付金日額」と読み替えます。
- (6) 第25条（主契約について保険料の自動貸付の規定を適用する場合の取扱）第1項の規定にかかわらず、主契約について主約款の保険料の自動貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、保険料の自動貸付の限度として主約款に定める額に加えて取り扱います。

第41条（特別条件を付けた場合の特則）

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つの方法によって取り扱います。

(1) 特約保険金額削減支払法

契約日からその日を含めて当会社の定める削減期間内に被保険者が死亡し、または身体障害の状態（表1）に該当したときは、特約保険金額につぎの割合を乗じて得た金額を特約死亡保険金または特約障害保険金の支払額として第1条（特約保険金の支払）の規定を適用します。ただし、災害または所定の感染症（別表2）による場合には、特約保険金額と同額を特約死亡保険金または特約障害保険金の支払額として第1条の規定を適用します。

死亡日または身体障害の状態 該当日の属する保険年度	削 減 期 間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2年度		60%	50%	40%	30%
第3年度			75%	60%	45%
第4年度				80%	60%
第5年度					80%

(2) 特別保険料額収法

(ア) 当会社の定める特別保険料を加算した金額をこの特約の保険料とします。

(イ) 第6条（特約の保険料払込の免除）の規定によってこの特約の保険料の払込が免除された場合には、同時に特別保険料の払込を免除します。

(ウ) 特別保険料に対する解約返還金はありません。

2. 本条の規定により特別条件が付けられた場合には、つぎの各号の取扱は行いません。

(1) この特約の更新。ただし、特約保険金額削減支払法の場合には、この特約の更新を取り扱います。この場合、更新後のこの特約には更新前の特約保険金額削減支払法は適用しません。

(2) この特約の保険期間の変更を伴う、主契約の保険期間または保険料払込期間の変更

(3) 主契約の払済保険への変更。ただし、特約保険金額削減支払法の場合、削減期間経過後は、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 特約死亡保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
2 特約障害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約障害保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
3 特約障害保険金の代理請求	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 特約障害保険金受取人が特約障害保険金を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (4) 被保険者および代理人の戸籍抄本 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>	

別表2 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

備考

薬物依存

「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

